

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成三十一年東京都規則第四十二号）新旧対照表（抄）

改正案			現行		
<p>附 則</p> <p>1 及び 2 （現行のとおり）</p> <p>3 （現行のとおり）</p>			<p>附 則</p> <p>1 及び 2 （略）</p> <p>3 （略）</p>		
事業所の種類	期間	割合	事業所の種類	期間	割合
<p>一 特定地球温暖化対策事業所に該当した年度（事業所区域の変更に伴い新たな指定を受けた特定地球温暖化対策事業所（以下「新指定事業所」という。）にあつては、新指定事業所の区域にその区域の全部又は一部が含まれる旧指定事業所（事業所区域の変更に指定を受けた指定地球温暖化対策事業所をいう。）が特定地球温暖化対策事業所に該当した年度のうち最も早い年度又は知事が条例第五条の十三第一項第三号ウに定める量を基準排出量として定めた事業所が初めて特定地球温暖化対策事業所に該当した年度。以下「該当年度」</p>	<p>（現行のとおり）</p>	<p>（現行のとおり）</p>	<p>一 特定地球温暖化対策事業所に該当した年度（事業所区域の変更に伴い新たな指定を受けた特定地球温暖化対策事業所（以下「新指定事業所」という。）にあつては、新指定事業所の区域にその区域の全部又は一部が含まれる旧指定事業所（事業所区域の変更に指定を受けた指定地球温暖化対策事業所をいう。）が特定地球温暖化対策事業所に該当した年度のうち最も早い年度。以下「該当年度」という。）が平成二十三年度から平成二十六年までの間である事業所</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

という。)が平成二十三年度から平成二十六年度までの間である事業所					
一 (現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	一 (略)	(略)	(略)
二 (現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	二 (略)	(略)	(略)
4から6まで (現行のとおり)			4から6まで (略)		